

建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月） 新旧対照表

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
新:1 旧:1	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 一般事項</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 一般事項</p>	
新:1 旧:1	<p>1.1.2 用語の定義</p> <p>1 契約書類 補修契約書、設計図書及び施工指示書をいう。</p> <p>2 設計図書 図面、仕様書、維持補修工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。</p> <p>3 図面 補修契約書第 1 条第 2 項による施工指示に際して、当社が示した設計図、<u>当社から変更又は追加された設計図</u>及び設計図の基となる設計計算書等をいう。</p> <p>4 仕様書 各補修工事に規定される特記仕様書と各補修工事に共通する補修共通仕様書を総称していう。</p> <p>5 特記仕様書 補修工事共通仕様書を補足し、補修工事の施工に関する明細又は補修工事に固有の技術的要求を定める書類をいう。</p> <p>6 補修工事共通仕様書 各補修工事の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等補修工事を施工する上で必要な技術的要求、業務若しくは工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した書類をいう。</p> <p>7 維持補修工事請負現場説明書 補修工事の入札等に参加するものに対して、当社が当該補修工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>8 現場説明に対する質問回答書 維持補修工事請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する書面をいう。</p> <p>9 金額を記載しない設計書 設計書において、数量及び条件のみを明示した書類をいう。</p> <p>10 契約単価表</p>	<p>1.1.2 用語の定義</p> <p>1 契約書類 補修契約書、設計図書及び施工指示書をいう。</p> <p>2 設計図書 図面、仕様書、維持補修工事請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。</p> <p>3 図面 補修契約書第 1 条第 2 項による施工指示に際して、当社が示した設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。</p> <p>4 仕様書 各補修工事に規定される特記仕様書と各補修工事に共通する補修共通仕様書を総称していう。</p> <p>5 特記仕様書 補修共通仕様書を補足し、補修工事の施工に関する明細又は補修工事に固有の技術的要求を定める書類をいう。</p> <p>6 補修共通仕様書 各補修工事の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等補修工事を作業又は施工する上で必要な技術的要求、業務若しくは工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的内容を盛り込み作成した書類をいう。</p> <p>7 維持補修工事請負現場説明書 補修工事の入札等に参加するものに対して、当社が当該補修工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>8 現場説明に対する質問回答書 維持補修工事請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する書面をいう。</p> <p>9 金額を記載しない設計書 設計書において、数量及び条件のみを明示した書類をいう。</p> <p>10 契約単価表</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>設計書の項目において、契約単価を明示した書類をいう。</p> <p>11 施工指示書 補修工事を施工するため、補修契約書第 1 条第 2 項の規定に基づき、契約責任者の補助者が交付する書面をいう。</p> <p>12 維持補修工事書 施工指示書に基づき実施した補修工事の内容について、その内訳をとりまとめたものをいう。</p> <p>13 発注者 首都高速道路株式会社をいう。</p> <p>14 契約責任者補助者 補修契約書第 5 条第 1 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者で当該補修工事を所掌する施設管制所長をいう。</p> <p>15 監督職員 補修契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行う者で、次に定める「総括監督員」及び「現場監督員」を総称していう。</p> <p>(1) 総括監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第 1 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>(2) 現場監督員 「主任監督員」及び「担当監督員」を総称していう。</p> <p>(3) 主任監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第 2 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>(4) 担当監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第 3 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>16 施行管理員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第 4 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>17 検査員等 しゅん功検査、中間検査（以下「しゅん功検査等」という。）及び評価を実施する者で、次に定める検査責任者及び検査員（以下「検査員等」という。）をいう。</p> <p>イ 検査責任者は、工事検査室の長をいう。</p> <p>ロ 検査員とは、検査責任者が別に定める社員をいう。</p> <p>18 指 示 監督職員が受注者に対し、補修工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させ</p>	<p>設計書の項目において、契約単価を明示した書類をいう。</p> <p>11 施工指示書 補修工事を施工するため、補修契約書第 1 条第 2 項の規定に基づき、契約責任者の補助者が交付する書面をいう。</p> <p>12 維持補修工事書 施工指示書に基づき実施した補修工事の内容について、その内訳をとりまとめたものをいう。</p> <p>13 発注者 首都高速道路株式会社をいう。</p> <p>14 契約責任者補助者 補修契約書第 5 条第 1 項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者で当該補修工事を所掌する施設管制所長をいう。</p> <p>15 監督職員 補修契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行う者で、次に定める「総括監督員」及び「担当監督員」を総称していう。</p> <p>(1) 総括監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第第 1 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>(2) 現場監督員 「主任監督員」及び「担当監督員」を総称していう。</p> <p>(3) 主任監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第第 2 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>(4) 担当監督員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第第 3 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>16 施行管理員 発注者が定め、受注者に通知した者で、1. 1. 15 第第 4 項に規定する権限を有する者とする。</p> <p>17 検査員等 しゅん功検査、中間検査（以下「しゅん功検査等」という。）及び評価を実施する者で、次に定める検査責任者及び検査員（以下「検査員等」という。）をいう。</p> <p>イ 検査責任者は、工事検査室の長をいう。</p> <p>ロ 検査員とは、検査責任者が別に定める職員をいう。</p> <p>18 指 示 監督職員が受注者に対し、補修工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させ</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>ることをいう。</p> <p>19 承諾 契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>20 協議 書面により契約書類の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>21 提出 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、補修工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>22 報告 受注者が監督職員に対し、補修工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23 通知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>24 書面 手書き、印刷物の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>25 立会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>26 確認 契約書類に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。</p> <p>27 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し補修工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>28 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。</p>	<p>ることをいう。</p> <p>19 承諾 契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p> <p>20 協議 書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>21 提出 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、補修工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>22 報告 受注者が監督職員に対し、補修工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。</p> <p>23 通知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>24 書面 手書き、印刷物の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p> <p>25 立会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。</p> <p>26 確認 契約書類に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。</p> <p>27 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し補修工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>28 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>29 基本品質 工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。</p> <p>30 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p> <p>31 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。</p> <p>32 施工図等 施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。</p> <p>33 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p> <p>34 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを言う。</p>	<p>29 基本品質 工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。</p> <p>30 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p> <p>31 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。</p> <p>32 施工図等 施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。</p> <p>33 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。</p> <p>34 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを言う。</p>	
新:5 旧:5	<p>1.1.3 契約書類の解釈</p> <p>1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書（以下、「特記」という。）、図面、補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈</p> <p>1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書（以下、「特記」という。）、図面、補修共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	追加
新:5 旧:5	<p>1.1.5 日数の解釈</p> <p>契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第 1 条第 10 項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1.1.5 日数の解釈</p> <p>契約書類において使用する工期及びその他の日数は、補修契約書第 1 条第 10 項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始の 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	追加
新:5 旧:5	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p><u>(1)会計法（平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号）</u></p> <p><u>(2)建設業法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</u></p> <p><u>(3)下請代金支払遅延等防止法（平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号）</u></p> <p><u>(4)労働基準法（平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号）</u></p> <p><u>(5)労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号）</u></p> <p><u>(6)作業環境測定法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号）</u></p> <p><u>(7)じん肺法（平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号）</u></p> <p><u>(8)雇用保険法（平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号）</u></p> <p><u>(9)労働者災害補償保険法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号）</u></p> <p><u>(10)健康保険法（平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号）</u></p> <p><u>(11)中小企業退職金共済法（平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号）</u></p> <p><u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号）</u></p> <p><u>(13)出入国管理及び難民認定法（平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号）</u></p> <p><u>(14)道路法（平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号）</u></p> <p><u>(15)道路交通法（平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号）</u></p> <p><u>(16)道路運送法（平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号）</u></p> <p><u>(17)道路運送車両法（平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号）</u></p> <p><u>(18)砂防法（平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号）</u></p> <p><u>(19)地すべり等防止法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</u></p> <p><u>(20)河川法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）</u></p> <p><u>(21)海岸法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</u></p> <p><u>(22)港湾法（平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号）</u></p> <p><u>(23)港則法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）</u></p> <p><u>(24)漁港漁場整備法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</u></p> <p><u>(25)下水道法（平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号）</u></p> <p><u>(26)航空法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号）</u></p> <p><u>(27)公有水面埋立法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）</u></p> <p><u>(28)軌道法（平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号）</u></p> <p><u>(29)森林法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号）</u></p> <p><u>(30)環境基本法（平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号）</u></p> <p><u>(31)火薬類取締法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）</u></p>	<p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1) 建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号)</p> <p>(2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年 法律第 120 号)</p> <p>(3) 労働基準法 (昭和 22 年 法律第 49 号)</p> <p>(4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年 法律第 57 号)</p> <p>(5) 職業安定法 (昭和 22 年 法律第 141 号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (昭和 50 年 法律第 28 号)</p> <p>(7) じん肺法 (昭和 35 年 法律第 30 号)</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年 法律第 33 号)</p> <p>(9) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年 法律第 94 号)</p> <p>(10) 道路法 (昭和 27 年 法律第 180 号)</p> <p>(11) 道路交通法 (昭和 35 年 法律第 105 号)</p> <p>(12) 道路運送法 (昭和 26 年 法律第 183 号)</p> <p>(13) 道路運送車両法 (昭和 26 年 法律第 185 号)</p> <p>(14) 砂防法 (明治 30 年 法律第 29 号)</p> <p>(15) 地すべり等防止法 (昭和 33 年 法律第 30 号)</p> <p>(16) 河川法 (昭和 39 年 法律第 167 号)</p> <p>(17) 海岸法 (昭和 31 年 法律第 101 号)</p> <p>(18) 港湾法 (昭和 25 年 法律第 218 号)</p> <p>(19) 港則法 (昭和 23 年 法律第 174 号)</p> <p>(20) 漁港漁場整備法 (昭和 25 年 法律第 137 号)</p> <p>(21) 下水道法 (昭和 33 年 法律第 79 号)</p> <p>(22) 航空法 (昭和 27 年 法律第 231 号)</p> <p>(23) 公有水面埋立法 (大正 10 年 法律第 57 号)</p> <p>(24) 軌道法 (大正 10 年 法律第 76 号)</p> <p>(25) 森林法 (昭和 26 年 法律第 249 号)</p> <p>(26) 環境基本法 (平成 5 年 法律第 91 号)</p> <p>(27) 火薬類取締法 (昭和 25 年 法律第 149 号)</p> <p>(28) 大気汚染防止法 (昭和 43 年 法律第 97 号)</p> <p>(29) 騒音規制法 (昭和 43 年 法律第 98 号)</p> <p>(30) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年 法律第 138 号)</p> <p>(31) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年 法律第 61 号)</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(32)大気汚染防止法（平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号）</p> <p>(33)騒音規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）</p> <p>(34)水質汚濁防止法（平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号）</p> <p>(35)湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）</p> <p>(36)振動規制法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）</p> <p>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号）</p> <p>(38)文化財保護法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(39)砂利採取法（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）</p> <p>(40)電気事業法（平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号）</p> <p>(41)消防法（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）</p> <p>(42)測量法（平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号）</p> <p>(43)建築基準法（平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号）</p> <p>(44)都市公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号）</p> <p>(46)土壌汚染対策法（平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号）</p> <p>(47)駐車場法（平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号）</p> <p>(48)海上交通安全法（平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号）</p> <p>(49)海上衝突予防法（平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号）</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号）</p> <p>(51)船員法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(53)船舶安全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(54)自然環境保全法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(55)自然公園法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）</p> <p>(58)河川法施行法 抄（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）</p> <p>(59)技術士法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）</p> <p>(60)漁業法（平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号）</p>	<p>(32) 振動規制法（昭和 51 年 法律第 64 号）</p> <p>(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 法律第 137 号）</p> <p>(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）</p> <p>(35) 文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）</p> <p>(36) 砂利採取法（昭和 43 年 法律第 74 号）</p> <p>(37) 電気事業法（昭和 39 年 法律第 170 号）</p> <p>(38) 消防法（昭和 23 年 法律第 186 号）</p> <p>(39) 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）</p> <p>(40) 建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）</p> <p>(41) 雇用保険法（昭和 49 年 法律第 116 号）</p> <p>(42) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年 法律第 50 号）</p> <p>(43) 健康保険法（昭和 11 年 法律第 70 号）</p> <p>(44) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年 法律第 160 号）</p> <p>(45) 海上運送法（昭和 24 年 法律第 187 号）</p> <p>(46) 海上交通安全法（昭和 47 年 法律第 115 号）</p> <p>(47) 海上衝突予防法（昭和 52 年 法律第 62 号）</p> <p>(48) 酸素欠乏症等防止規制（昭和 47 年 労働省令 42 号）</p> <p>(49) 都市公園法（昭和 31 年 法律第 79 号）</p> <p>(50) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 法律第 104 号）</p> <p>(51) 駐車場法（昭和 32 年 法律第 106 号）</p> <p>(52) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 法律第 57 号）</p> <p>(53) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 法律第 18 号）</p> <p>(54) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 法律第 127 号）</p> <p>(55) 騒音障害防止のためのガイドライン（平成 4 年 10 月）</p> <p>(56) 手すり先行工法に関するガイドライン（平成 21 年 4 月）</p> <p>(57) 警備業法（昭和 47 年 法律第 117 号）</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 法律第 100 号）</p> <p>(60) その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不適当であ</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(61)空港法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(62)計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(63)厚生年金保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(64)航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66)最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(67)職業安定法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(68)所得税法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</p> <p>(69)水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(70)船員保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(71)著作権法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(72)電波法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</p> <p>(75)農薬取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月法律第 50 号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月法律第 56 号)</p> <p>(79)警備業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(80)個人情報保護に関する法律(平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(82)車両制限令(平成 26 年 5 月改正 政令第 187 号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成 28 年 7 月改正 政令第 258 号)</p> <p>(84) その他の関係法令等</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、不相当であつたり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	<p>ったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
新:8 旧:8	<p>1.1.7 書類の提出</p> <p>1 受注者は、提出書類を設計図書又は「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。<u>この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</u>ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1)請負代金額に係る書類 (2)請負代金代理受領承諾書 (3)遅延利息請求書 (4)監督職員に関する措置請求に係る書類 (5)その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p>1.1.7 書類の提出</p> <p>1 受注者は、提出書類を設計図書又は「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</p> <p>(1)請負代金額に係る書類 (2)請負代金代理受領承諾書 (3)遅延利息請求書 (4)監督職員に関する措置請求に係る書類 (5)その他現場説明の際に指定した書類</p>	変更
新:9 旧:8	<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市町村又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市又はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	変更
新:9 旧:8	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等</p> <p>1 受注者は、補修工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき履行上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に規定する届け出等の際には、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等</p> <p>1 受注者は、補修工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき施工上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に規定する届け出等の際には、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>5 受注者は、地域住民等から補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民等との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録に残す等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	<p>5 受注者は、地域住民等から補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録に残す等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>6 受注者は、国、都、県、区市その他の公共団体及び地域住民等と補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	
新:10 旧:9	<p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知</p> <p>受注者は、補修契約書第6条により総括監督員が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人（受任者）通知書」を提出しなければならない。</p>	<p>1.1.12 受任者又は下請負人の通知</p> <p>受注者は、補修契約書第6条により発注者が受任者又は下請負人の通知の請求をした場合は、「下請負人（受任者）通知書」を提出しなければならない。</p>	変更
新:10 旧:9	<p>1.1.13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2)下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3)下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1.1.13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2)下請負者が当社の工事指名競争参加資格者である場合には、競争参加資格の停止期間中でないこと。</p> <p>(3)下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	削除
新:10 旧:10	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、<u>施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</u></p> <p><u>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u></p> <p><u>(3)監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u></p> <p><u>(4)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u></p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、維持補修工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場(補修基地を含む。)に備えるとともに、工事着手までに「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門技術者(専</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に<u>従って</u>、<u>に従って</u>、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って</u>、<u>工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。<u>名札は図-1.1を標準とする。</u></p> <div data-bbox="697 632 1181 873" data-label="Image"> </div> <p>[注1] <u>用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</u> [注2] <u>所属会社の社印とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>図-1.1 名札の標準図</u></p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p>任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	
<p>新:11 旧:10</p>	<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、指示又は協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</p>	<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、指示又は協議において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づくき行受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>ニ 補修契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第 13 条第 1 項から第 6 項及び第 9 項から第 10 項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>△ 補修契約書第 14 条第 4 項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 補修契約書第 14 条第 5 項の規定に基づき受注者のとりべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づき調査結果の通知</p> <p>リ 補修契約書第 18 条の規定に基づき補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づき指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第 22 条第 2 項の規定に基づき契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>レ 補修契約書第 23 条第 3 項の規定に基づき契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の通知</p> <p>リ 補修契約書第 27 条第 1 項の規定に基づき不可抗力による損害の報告受領</p> <p>ロ 補修契約書第 27 条第 2 項の規定に基づき不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>エ 補修契約書第 36 条第 1 項の規定に基づき破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工すると指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時立会、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 2 条の規定に基づき関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第 6 条の規定に基づき受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第 9 条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる補修工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会</p>	<p>ニ 補修契約書第 13 条第 1 項から第 6 項及び第 9 項から第 10 項の規定に基づき貸与品の取扱い</p> <p>ホ 補修契約書第 14 条第 4 項の規定に基づきに代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>△ 補修契約書第 14 条第 5 項の規定に基づき行うのとりべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>ト 補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づき行う調査結果の通知</p> <p>チ 補修契約書第 18 条の規定に基づき行う補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>リ 補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づき行う指示工期変更の甲乙協議開始日の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第 22 条第 2 項の規定に基づき行う契約単価の変更の甲乙協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第 27 条第 1 項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領</p> <p>レ 補修契約書第 27 条第 2 項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工するものと指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 2 条の規定に基づき行う関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第 6 条の規定に基づき行う受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第 9 条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる補修工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ハ 補修契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会</p> <p>リ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 補修契約書第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>（1）総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>（2）担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。</p> <p>（3）担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、補修工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>（4）担当監督員の権限及び行為は、（2）及び（3）に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会</p> <p>ニ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる請求</p> <p>ホ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ハ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項（2）から（4）に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から 7 日以内に、「工事打合せ簿」</p>	<p>リ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 補修契約書第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>（1）総括監督員は、補修工事の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>（2）担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書類に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。</p> <p>（3）担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>（4）担当監督員の権限及び行為は、（2）及び（3）に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる立会</p> <p>ニ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる請求</p> <p>ホ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ハ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項（2）から（4）に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による指示又は承諾を行ったときは、受注者は、当該指示又は承諾に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による指示又は承諾は、当該指示又は承諾の日から 7 日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において確認されなければならない。</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	により、監督職員と受注者の間において 確認 されなければならない。		
新:14 旧:12	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。</p> <p>また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たつ</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に一般競争における競争参加資格確認資料等の技術資料を提出した補修工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。</p> <p>また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2) 受注者のせきによらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p>	<u>変更</u>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>ては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2)主任技術者 建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者。 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、建築施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理（一級）に関する検定種目に合格した者 ロ 建築士法第 4 条の規定による建築士（一級・二級）の免許を受けた者</p> <p>(3)監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者。なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、建築工事業とする。</p> <p>(4)専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、</p>	<p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げるものを選定しなければならない。</p> <p>(1)現場代理人 建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2)主任技術者 建設業法第 26 条の規定によるほか、軽微な工事を除き、次のいずれかの資格を有する者。 イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、建築施工管理（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、建築施工管理（一級）に関する検定種目に合格した者 ロ 建築士法第 4 条の規定による建築士（一級・二級）の免許を受けた者</p> <p>(3)監理技術者 建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者。なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、建築工事業とする。</p> <p>(4)専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。監督職員から提示を求められた場合は、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者（当該場所においてその実施を統括管理する者）</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者	労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者	
新:16 旧:14	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、専任技術者を、設計図書に定めのある補修工事の施工指示履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、補修工事共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。</p>	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は専任技術者を定め、当該工種の着手前に、「専任技術者選定通知書」を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、専任技術者を、その担当する工種の施工指示履行期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、補修工事共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有する者とする。</p>	変更
新:16 旧:15	<p>1.1.19 施工指示書</p> <p>1 受注者は、補修契約書第 5 条第 2 項に基づき、契約責任者補助者が交付する「施工指示書」により、補修工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による施工指示を行った場合には、受注者は、その施工指示に従うものとする。</p> <p>2 監督職員が口頭による施工指示を行った場合には、現場代理人は、「〇月分緊急応急対策確認書」及び「〇月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を 1 月ごとにとりまとめて、主任監督員に確認をしなければならない。</p> <p>3 総括監督員が、補修契約書第 16 条及び第 17 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の通知を行う場合並びに、補修契約書第 18 条の規定に基づく補修工事の中止を通知する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対して口頭による指示を行った場合においては、契約責任者補助者にその指示の内容の確認を求めることができる。</p> <p>4 受注者は、「施工指示書」に基づき補修工事を実施した後に、「維持補修工事書」を作成しなければならない。</p>	<p>1.1.19 施工指示書</p> <p>1 受注者は、補修契約書第 5 条第 2 項に基づき、契約責任者補助者が発行する「施工指示書」により、補修工事を行わなければならない。ただし、緊急を要する理由により監督職員が、受注者に対して口頭による施工指示を行った場合には、受注者は、その施工指示に従うものとする。</p> <p>2 監督職員が口頭による施工指示を行った場合には、現場代理人は、「〇月分緊急応急対策確認書」及び「〇月分緊急応急対策出動報告確認簿」により、施工した結果を 1 月ごとにとりまとめて、主任監督員に確認をしなければならない。</p> <p>3 総括監督員が、補修契約書第 16 条及び第 17 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の通知を行う場合並びに、補修契約書第 18 条の規定に基づく補修工事の中止を通知する場合は、通知書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対して口頭による指示を行った場合においては、契約責任者補助者にその指示の内容の確認を求めることができる。</p> <p>4 受注者は、「施工指示書」に基づき補修工事書を実施した後に、「維持補修工事書」を提出しなければならない。</p>	変更
新:17 旧:15	<p>1.1.20 履行報告</p> <p>受注者は、補修契約書第 9 条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、</p>	<p>1.1.20 履行報告</p> <p>受注者は、補修契約書第 9 条の規定に基づき契約の履行を監督職員に報告しなければならない。</p>	削除

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	監督職員より特別の 指示 がない限り 1.4.11 をもって履行 報告 に代えることができるものとする。	この場合、監督職員より特別の 指示 がない限り 1.4.11 をもって履行 報告 に代えることができるものとする。	
新:17 旧:16	<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び補修工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、補修工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等の借地をいう。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、補修工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>1.1.23 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び補修工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、補修工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工に必要な営繕用地等の借受けができないことを理由として、発注者に対し損害賠償を請求することができない。</p> <p>3 受注者は、補修工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	変更
新:18 旧:16	<p>1.1.24 条件変更等の処理</p> <p>1 受注者は、補修契約書第 16 条第 1 項に規定する事実を発見し、当社に確認を請求するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、提出しなければならない。</p> <p>2 条件変更等による工事の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	<p>1.1.24 条件変更等の処理</p> <p>1 受注者は、補修契約書第 16 条第 1 項に規定する事実を発見し、当社に確認を請求するときは、工事打合せ簿にその内容を記載して、提出しなければならない。</p> <p>2 条件変更等による工事の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	追加
新:18 旧:17	<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者又は現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10 日以内に、発注者又は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p> <p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前 2 項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26 により総括監督員が補修工事の中止を通知したときを除き、補修工事の全部又は一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者又は現場代理人が、「異議申立書」を第 1 項に定める期間内に発注者又は監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>1.1.25 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者又は現場代理人は、監督職員からの指示に異議があるときは、10 日以内に、発注者又は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p> <p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前 2 項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26 により総括監督員が補修工事の中止を通知したときを除き、補修工事の全部又は一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者又は現場代理人が、「異議申立書」を第 1 項に定める期間内に発注者又は監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	追加
新:18	1.1.26 補修工事の中止	1.1.26 補修工事の中止	削除

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
旧:17	<p>1 総括監督員は、補修契約書第 18 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	<p>1 総括監督員は、補修契約書第 18 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工又は作業について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の指示に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については、「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	
新:19 旧:17	<p>1.1.27 不可抗力による損害</p> <p>補修契約書第 27 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上のとき。</p> <p>ロ 1 時間雨量（任意の連続 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	<p>1.1.27 不可抗力による損害</p> <p>補修契約書第 27 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上のとき。</p> <p>ロ 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	<u>追加</u>
新:19 旧:18	<p>1.1.28 損害範囲の認定</p> <p>補修契約書第 27 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」</p>	<p>1.1.28 損害範囲の認定</p> <p>補修契約書第 27 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」</p>	<u>変更</u>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	の」とは、補修契約書第 24 条及び第 5 節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。	とは、補修契約書第 24 条及び第 5 節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責めによるとされるものをいう。	
新:19 旧:18	<p>1.1.29 補修工事の完成</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について、設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ <u>維持補修工事完成届</u></p> <p>ニ <u>施工計画書及び作業計画書</u></p> <p>ホ <u>実施工程表</u></p> <p>ヘ <u>工事打合せ簿</u></p> <p>ト <u>工事週報等</u></p> <p>チ <u>材料検査に関する書類</u></p> <p>リ <u>貸与品に関する書類</u></p> <p>ヌ <u>図面及び出来形図表</u></p> <p>ル <u>現場検査カード</u></p> <p>ヲ <u>工事写真</u></p> <p>ヅ <u>材料計算書</u></p> <p>カ <u>「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」（首都高速道路株式会社 平成 22 年 7 月制定）に基づき作成した管理カード</u></p> <p>コ <u>工事完了明細報告書</u></p> <p>ク <u>その他検査に必要な書類、記録等</u></p> <p>3 補修契約書第 32 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。</p>	<p>1.1.29 補修工事の完成</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について、設計図書に特別に定められている場合又は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ 施工指示書（写し）</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 施工計画書</p> <p>ニ 作業計画書及び実施工程表</p> <p>ホ 工事打合せ簿</p> <p>ヘ 工事週報等</p> <p>ト 材料検査に関する書類</p> <p>チ 貸与品に関する書類</p> <p>リ 現場検査カード</p> <p>ヌ 工事写真</p> <p>ヅ 材料計算書</p> <p>ヲ 管理カード</p> <p>ヲ 月報</p> <p>カ 工事完了明細報告書</p> <p>ク その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第 32 条第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。</p> <p>なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第 28 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第 28 条第 2 項及び第 6 項に規定するものをいう。</p> <p>遅延日数＝（維持補修工事完成届受領日－指示工期末日）＋</p>	<p>遅延日数＝（維持補修工事完成届受領日－指示工期末日）＋</p>	
<p>新:20 旧:19</p>	<p style="text-align: center;">（修補完了通知書受領日－不合格の通知日）</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル（受注者用）」に基づき監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第 3 者に委託又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</p> <p>5 受注者は、1.8.2 に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（修補完了通知書受領日－不合格の通知日）</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作製マニュアル（受注者用）」に基づき監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日まで電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第 3 者に委託→又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</p> <p>5 受注者は、1.8.2 に掲げるしゅん功検査を受験し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p style="color: red;">変更</p>
<p>新:21 旧:19</p>	<p>1.1.30 補修工事のしゅん功</p> <p>1 補修工事のしゅん功日とは施工指示書により指示された全ての補修工事が完了した日をいい、補修工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書（写し）及び維持補修工事請負現場説明書（写し） ロ 契約単価表（写し） ハ 施工指示書（写し） ニ 維持補修工事書 ホ 維持補修工事完成届 ヘ 施工計画書及び作業計画書 ト 実施工程表 チ 工事打合せ簿 リ 工事週報等 ヌ 材料検査に関する書類 ル 貸与品に関する書類 	<p>1.1.30 補修工事のしゅん功</p> <p>1 補修工事のしゅん功日とは補修契約書記載の工期末をいい、補修工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 補修契約書（写し）及び維持補修工事請負現場説明書（写し） ロ 契約単価表（写し） ハ 維持補修工事書 ニ 施工計画書 ホ しゅん功図書 ヘ 維持年間考察 ト 管理用資料 チ その他検査に必要な書類、記録等 	<p style="color: red;">変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>フ 出来形図表</p> <p>リ 現場検査カード</p> <p>カ 工事写真</p> <p>ヨ 材料計算書</p> <p>タ 管理カード</p> <p>レ その他検査に必要な書類、記録等</p>		
新:21 旧:20	1.1.31 評定	1.1.31 評定	
新:21 旧:20	発注者は、工事成績の評定を行うにあたり、受注者に臨場を求めることができる。	発注者は、工事成績の評定を行なうにあたり、受注者に臨場を求めることができる。	削除
新:22 旧:20	<p>1.1.33 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた雇用者等の負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の「写し」を、補修工事請負契約締結後 1 か月以内に提出しなければならない。</p>	<p>1.1.33 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた雇用者等の負傷、疫病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書の写しを、補修工事請負契約締結後 1 か月以内に提出しなければならない。</p>	変更
新:22 旧:20	<p>1.1.35 文化財の保護</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工にあたっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに補修工事を中止し、報告するとともに、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>2 受注者が、補修工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社との契約に係る補修工事に起因するものとみなし、当社が、当該埋蔵物の発見者として権利を有するものとする。</p>	<p>1.1.35 文化財の保護</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に当たっては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに補修工事を中止し、報告するとともに、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>2 受注者が、補修工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社との契約に係る補修工事に起因するものとみなし、当社が、当該埋蔵物の発見者として権利を有するものとする。</p>	変更
新:23	1.1.38 コリンズ (CORINS) への登録	1.1.38 工事カルテの作成及び登録	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
旧:22	<p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>	<p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績データを作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時には変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に完成時は、工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>また、登録機関への実績登録が完了した際には、「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。なお変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	
新:24 旧:22	<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u></p>	<p>1.1.39 建設副産物</p> <p>1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達平成 3 年 10 月 25 日）、建設汚泥の再利用に関するガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 受注者は、建設廃棄物の処理に当たっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、4.4.3 で規定する「補修工事施工計画書」に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理実施書」を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 法律第 104 号）第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、4.4.3 で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ説明しなければならない。</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容																		
	<p>6 受注者は、<u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p>																				
新:24	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">次の建設資材を搬入する工事</td> <td style="text-align: center;">次の副産物を搬出する工事</td> </tr> <tr> <td>1.土砂……………1,000m³以上</td> <td>1.土砂 ……………1,000m³以上</td> </tr> <tr> <td>2.砕石……………500t 以上</td> <td>2.コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>3.加熱アスファルト混合物… 200t 以上</td> <td>アスファルト・</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">建設発生木材合計 200t 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">建設汚泥</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">建設混合廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事	1.土砂……………1,000m ³ 以上	1.土砂 ……………1,000m ³ 以上	2.砕石……………500t 以上	2.コンクリート塊	3.加熱アスファルト混合物… 200t 以上	アスファルト・		コンクリート塊		建設発生木材合計 200t 以上		建設汚泥		建設混合廃棄物		追加
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成																				
次の建設資材を搬入する工事	次の副産物を搬出する工事																				
1.土砂……………1,000m ³ 以上	1.土砂 ……………1,000m ³ 以上																				
2.砕石……………500t 以上	2.コンクリート塊																				
3.加熱アスファルト混合物… 200t 以上	アスファルト・																				
	コンクリート塊																				
	建設発生木材合計 200t 以上																				
	建設汚泥																				
	建設混合廃棄物																				
新:24	<p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3 で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第 10 条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第 12 条に基づき書面を作成し、1.4.3 で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>		追加																		
新:25 旧:22	<p>1.1.40 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工所用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第 3 条における一般的制限値を</p>	<p>1.1.40 過積載等の防止</p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工所用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和 42 年法律第 131 号)及び車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に「搬送計画」を記載しなければならない。なお、車両制限令第 3 条第 4 項に定める制限を超えて補修工所用資材及び機械等を運搬する場合は、道</p>	変更																		

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p><u>超える車両を通行させるときは、「道路法」第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 の許可を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、土砂、資材等の運搬に当たっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</p> <p>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</p> <p>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</p> <p>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</p> <p>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</p> <p>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	
<p>新:27 旧:24</p>	<p>1.1.43 臨機の措置</p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求</p>	<p>1.1.43 臨機の措置</p> <p>1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	することができる。	することができる。	
新:27 旧:24	<p>1.1.44 管理カードの作成</p> <p>受注者は、施工指示書毎の補修工事が完成した<u>とき</u>は、必要に応じて当社制定の「保全情報管理システム管理カード作成要領」に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請<u>け</u>負わせてはならない。</p>	<p>1.1.44 管理カードの作成</p> <p>受注者は、施工指示書毎の補修工事が完成した<u>時</u>は、必要に応じて当社制定の「保全情報管理システム管理カード作成要領」に基づき、自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに主任監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。</p>	<u>変更</u>
新:28 旧:26	<p>1.2.1 設計図書等の照査</p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、<u>自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る</u>設計図書の照査を行い、計算書等照査報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p> <p>第 3 節 測量及び調査</p>	<p>1.2.1 設計図書等の照査</p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は設計図書等の照査を行<u>ない</u>、計算書等照査報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、<u>建築補修工事共通仕様書、その他各種要領等販売されているもの</u>については、受注者が備えるものとする。</p> <p>第 3 節 測量及び調査</p>	<u>変更</u>
新:29 旧:27	<p>1.3.1 現場測量</p> <p>1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、補修工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定により図面の照査及び構造物の位置等の確認を行い、<u>二</u>の結果を速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 <u>測量の方法及び精度は、調査・設計共通仕様書によるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、<u>そ</u>の結果を監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1.3.1 現場測量</p> <p>1 受注者は、設計図書及び監督職員の指示に従い、補修工事の施工に先立ち、必要な測量及び測定により図面の照査及び構造物の位置等の確認を行い、<u>そ</u>の結果を速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定められた調査の他、補修工事対象の既存構造物については、自らの責任と費用により調査を行い、<u>二</u>の結果を監督職員に報告しなければならない。</p>	<u>変更</u>
新:29 旧:27	<p>1.3.2 補修工事に伴う調査</p> <p>受注者は、<u>補修工事</u>施工計画書の立案、補修工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、補修契約書第 16 条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督職員に確認の請求を行わなければならない。</p>	<p>1.3.2 補修工事に伴う調査</p> <p>受注者は、施工計画書の立案、補修工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、補修契約書第 16 条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督職員に確認の請求を行わなければならない。</p>	<u>追加</u>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	第 4 節 施工管理	第 4 節 施工管理	
新:30 旧:28	1.4.1 一般 受注者は、補修工事目的物が 契約書類 に適合するよう補修工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	1.4.1 一般 受注者は、補修工事目的物が 契約書類 に適合するよう補修工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	
新:30 旧:28	1.4.2 実施工程表 1 受注者は、監督職員が 指示 したときは、補修契約書第 1 条第 2 項の規定により 指示 された工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、 提出 しなければならない。 2 受注者は、「実施工程表」に変更が生じたときには、前項の規定に基づき「変更実施工程表」を作成し、 提出 しなければならない。	1.4.2 実施工程表 1 受注者は、監督職員が 指示 したときは、補修契約書第 1 条第 2 項の規定により 指示 された工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、 提出 しなければならない。 2 受注者は、「実施工程表」に変更が生じたときには、前項の規定に基づき「変更実施工程表」を作成し、 監督職員に提出 しなければならない。	削除
新:30 旧:28	1.4.3 施工計画書 1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を 提出 しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。 (1) 補修工事概要 (2) 現場組織図 (3) 緊急時の体制（連絡体制含む） (4) 仮設備計画 (5) 保安設備 (6) 主要材料（品名、規格、製造業者名を記載する。） (7) 主要機械 (8) 施工計画 (9) 土砂等搬送計画 (10) 工事中道路の維持管理、補修及び使用方法等計画 (11) 環境対策 (12) 安全衛生管理 (13) 防災対策計画	1.4.3 施工計画書 1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を 監督職員に提出 しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急 対策 作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する「施工計画書」を作成するものとする。 (1) 補修工事概要 (2) 現場組織図 (3) 緊急時の体制（連絡体制含む） (4) 仮設備計画 (5) 保安設備 (6) 主要材料（品名、規格、製造業者名を記載する。） (7) 主要機械 (8) 施工計画 (9) 土砂等搬送計画 (10) 工事中道路の維持管理、補修及び使用方法等計画 (11) 環境対策 (12) 安全衛生管理 (13) 防災対策計画	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(14) 社内検査体制（工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。）</p> <p>(15) 品質出来形管理体制</p> <p>(16) 建設廃棄物処理計画</p> <p>(17) その他必要と認められる事項（E T C 業務用カードの管理等）</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書に差替えたことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種毎の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	<p>(14) 社内検査体制（工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。）</p> <p>(15) 品質出来形管理体制</p> <p>(16) 建設廃棄物処理計画</p> <p>(17) その他必要と認められる事項（E T C 業務用カードの管理等）</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差替えること。併せて、作業計画書に差替えたことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、工種毎の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。</p>	
<p>新:31</p> <p>旧:29</p>	<p>1.4.4 品質管理計画書</p> <p>1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。</p> <p>(1) 適用の範囲</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>(3) 要求性能</p> <p>(4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(5) 試験施工計画</p> <p>(6) 施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p>(7) 品質管理計画（品質管理体制含む）</p> <p>(8) その他必要と認められる事項</p> <p>2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 材料受け入れ時は、2.1.2 第 5 項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。</p>	<p>1.4.4 品質管理計画書</p> <p>1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。</p> <p>(1) 適用の範囲</p> <p>(2) 施工概要</p> <p>(3) 要求性能</p> <p>(4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(5) 試験施工計画</p> <p>(6) 施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p>(7) 品質管理計画（品質管理体制含む）</p> <p>(8) その他必要と認められる事項</p> <p>2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 材料受け入れ時は、2.1.2 第 5 項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。</p>	<p>削除</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。</p> <p>(3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。</p> <p>(4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。</p> <p>(5) その他必要と認められる事項。</p>	<p>(2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。</p> <p>(3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。</p> <p>(4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。</p> <p>(5) その他必要と認められる事項。</p>	
<p>新:32 旧:30</p>	<p>1.4.5 施工法の承諾</p> <p><u>1 受注者は、「施工指示書」において施工法に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。</u></p>	<p>1.4.5 施工法の承諾</p> <p>受注者は、施工指示書において施工法に関し監督職員の承諾を得ることと指定された事項については、「施工法承諾申請書」を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>削除 追加</p>
<p>新:32 旧:30</p>	<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 <u>作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</u></p> <p>4 <u>提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に作業計画書を差替えること。</u></p>	<p>1.4.7 作業計画書</p> <p>1 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「作業計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「変更作業計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差替えること。</p>	<p>追加</p>
<p>新:32 旧:30</p>	<p>1.4.8 施工</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」及び「施工計画書」並びに「作業計画書」を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあっては道路工事等協議書に従い補修工事を施工し、高速道路外の道路にあっては補修工事の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「道路使用許可申請書」</p>	<p>1.4.8 施工</p> <p>1 受注者は、「施工指示書」及び「施工計画書」並びに「作業計画書」を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工部分が設計図書に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して報告し、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、高速道路上にあっては道路工事等協議書に従い補修工事を施工し、高速道路外の道路にあっては補修工事の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「道路使用許可申請書」に</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において、補修工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし緊急を要する場合は、監督職員の指示に従うこと。</p> <p><u>5</u> 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p> <p><u>6</u> 受注者は、<u>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで</u>に所定の様式により提出することができる。</p>	<p>よる所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において、補修工事を施工するときは「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし緊急を要する場合は、監督職員の指示に従うこと。</p> <p>6 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造体、仕上材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p>	
<p>新:33 旧:31</p>	<p>1.4.9 ETC業務用カードの貸与</p> <p>1 受注者は、補修工事等（供用中の首都高速道路を通行しなければ施工が困難な工事に限る）のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要なETC業務用カードについては、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC車載器を自らの費用により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与したETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	<p>1.4.9 ETC業務用カードの貸与</p> <p>1 受注者は、補修工事（供用中の首都高速道路を通行しなければ施工が困難な工事に限る）のため首都高速道路上（営業路線）へ入る場合は、原則としてETC業務用カードによらなければならない。</p> <p>2 受注者は、首都高速道路（営業路線）へ入るために必要なETC業務用カードは、交付申請することにより、必要枚数を請求することができる。</p> <p>3 受注者は、ETC車載器を自らの費用により設置しなければならない。</p> <p>4 受注者は、貸付を受けたETC業務用カード1枚毎に、毎月末に「使用報告書」を提出しなければならない。なお、「使用報告書」の内容について、監督職員が確認を求める場合がある。</p> <p>5 受注者は、ETC業務用カードの使用においては、紛失及び不正使用の防止に努め、その管理方法について「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>6 受注者は、受注者の責によるETC業務用カードの紛失及び紛失に伴う第三者の不正使用により当社が被った損害については賠償しなければならない。</p> <p>7 受注者は、ETC車載器の搭載が困難な場合（短期リース車両等）や特別な事情のある場合は、貸与したETC業務用カードを使ってICCR方式により首都高速道路（営業路線）に入ること。</p>	<p><u>追加</u></p>
<p>新:33 旧:31</p>	<p>1.4.10 出来形の管理</p> <p><u>1</u> 受注者は、<u>出来形管理基準</u>に定める出来形規格値により、<u>補修工事の出来形を管理しなければならない。ただし、特記仕様書において、別に出来形規格値の定めがあるときは、これによらなければならない。</u></p>	<p>1.4.10 出来形の管理</p> <p>受注者は、関係法令、その他設計図書に定める出来形規格値により定められた各書類及び基準にあつた補修工事の出来形を管理しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p><u>2 受注者は、補修工事の完成後、出来形管理基準の規定に基づき「出来形図表」を提出</u>しなければならない。</p>		
<p>新:34 旧:31</p>	<p>1.4.11 現場社内検査</p> <p>1 受注者は、「施工計画書」又は「作業計画書」に基づき、補修工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、施工計画書又は作業計画書に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任技術者又は監理技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p><u>4</u> 受注者は、補修工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	<p>1.4.11 現場社内検査</p> <p>1 受注者は、「施工計画書」又は「作業計画書」に基づき、補修工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p> <p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」又は「作業計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任（監理）技術者及び専門技術者がこれを兼ねることができる。</p> <p>3 受注者は、補修工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>新:34 旧:32</p>	<p>1.4.12 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認</u>できるようにしなければならない。</p> <p>2前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他監督職員が認めた場合には、<u>監督職員の承諾を受けた上で</u>、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3第1項において、監督職員が認めた補修工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>1.4.12 工事週報等</p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、工事検査室工事検査課による検査時に確認できるようにしなければならない。</p> <p>2前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他の補修工事で、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p> <p>3第1項において、監督職員が認めた工事については、「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
<p>新:35 旧:32</p>	<p>1.4.14 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通大臣官房技術審議官通達 平成 14 年 4 月 1 日）」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年建設省告示第 1536 号）」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、騒音規制法第 14 条及び振動規制法第 14 条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1.4.14 作業用機械の選定等</p> <p>1 受注者は、補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2 受注者は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省官房技術審議官通達 平成 14 年 4 月 1 日）」及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成 9 年建設省告示第 1536 号）」に基づき、原則として指定された排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用しなければならない。なお、施工現場又は補修基地において使用する建設機械の写真撮影を行い、主任監督員に提出するものとする。</p> <p>3 受注者は、騒音規制法第 14 条及び振動規制法第 14 条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:35 旧:33</p>	<p>1.4.15 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、<u>工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、水中に工事事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制</u></p>	<p>1.4.15 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 4 月 16 日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに報告し、監督職員から指示が あったときは、それに従なければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9 の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都が定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」と同様に神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市等が定める条例を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。</p> <p>5 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車又は建設機械を使用する場合は、JISが定める規格に適合した燃料油を使用しなければならない。また、調査のため自動車又は建設機械から燃料油を採取する際は、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p><u>等に関する法律(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 編（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</u></p> <p><u>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、トンネル坑内作業において表 1-1・2 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 28 年 11 月 11 日経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p> <p><u>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</u></p> <p><u>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)</u></p>		

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p><u>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例</u> <u>(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)</u></p> <p><u>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例</u> <u>(平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号)</u></p> <p><u>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例</u> <u>(平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)</u></p> <p><u>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p> <p><u>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>(1)グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</u></p> <p><u>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p>		
<p>新:38 旧:33</p>	<p>1.4.16 支障物件の処理</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上、「支障物件報告書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の「支障物件報告書」を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、報告しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>1.4.16 支障物件の処理</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に支障を及ぼす既存の物件（以下「支障物件」という。）について、関係者及び監督職員の承諾を得た上で必要に応じこれらの調査を行うとともに、その状況を確認の上、「支障物件報告書」を提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の「支障物件報告書」を提出したときは、支障物件の処理について監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者が自らの都合により既存の物件を移転する必要があるときは、報告しなければならない。これに必要な費用は、受注者の負担とする。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>4 受注者は発注者が管理する既設建造物の補修工事等を行うことにより不要となる部材については、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 将来的に第三者被害の恐れや点検・補修等の維持管理の支障となる恐れがある場合は、監督職員に報告し、処置について監督職員の指示を受けること。</p> <p>(2) 撤去する場合の撤去範囲等については、監督職員の指示を受けること。</p> <p>(3) 残置せざるを得ない場合、その措置について監督職員の指示を受けること。</p>	<p>4 受注者は発注者が管理する既設建造物の補修工事等を行うことにより不要となる部材については、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 将来的に第三者被害の恐れや点検・補修等の維持管理の支障となる恐れがある場合は、監督職員に報告し、処置について監督職員の指示を受けること。</p> <p>(2) 撤去する場合の撤去範囲等については、監督職員の指示を受けること。</p> <p>(3) 残置せざるを得ない場合、落下防止対策等の安全対策について監督職員の指示を受けること。</p>	
<p>新:38 旧:34</p>	<p>1.4.17 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第 13 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 補修契約書第 13 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、補修契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料及び貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料及び貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料及び貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料及び貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料及び貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用にあたって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「機械器具貸与仕様書」の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、補修契約書第 13 条第 9 項に定める「不用となった支給材料及び貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p>1.4.17 支給材料及び貸与品</p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第 13 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 補修契約書第 13 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、補修契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに貸与材料使用明細書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、支給材料及び貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料及び貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料及び貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、支給材料及び貸与品について、当社から貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、支給材料及び貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(6) 受注者は、毎月 5 日までに「貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「機械器具貸与共通仕様書」の規定によらなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、補修契約書第 13 条第 9 項に定める「不用となった支給材料及び貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
<p>新:39 旧:35</p>	<p>第 5 節 安全衛生管理</p> <p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）<u>や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成 4 年 10 月)</u>を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日改正）（以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に<u>補修</u>工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場の<u>現場環境改善</u>を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p><u>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</u></p>	<p>第 5 節 安全衛生管理</p> <p>1.5.1 一般</p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」、「建築工事安全施工技術指針」（平成 7 年 5 月 25 日 建設省営監発第 13 号）及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日改正）（以下「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>新:40 旧:36</p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」とおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの<u>確認</u>をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<u>指示</u>すること。</p>	<p>1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」とおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの<u>確認</u>をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<u>指示</u>すること。</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1)補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2)安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅんご検査、一部しゅんご検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果を取りまとめた上で監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1)補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2)安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び工事検査室工事検査課による検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第 30 条第 2 項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
<p>新:41 旧:37</p>	<p>1.5.3 落下対策</p>	<p>1.5.3 落下対策</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
新:42 旧:37	受注者は、施工中において、構造体、仕上げ材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように、仮設、養生に充分配慮しなければならない。	受注者は、施工中において、構造体、仕上材、付帯金物及び作業員の携行品の落下等によりお客様、通行車両及び近隣住民等に危害を及ぼすことのないように、仮設、養生に充分配慮しなければならない。	追加
新:42 旧:38	<p>1.5.5 補修工事現場</p> <p>1 受注者は、補修工事現場に補修工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、必要に応じて補修工事現場に補修工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>首都高速</u>道路上において補修工事を施工するときは、<u>「道路工事等協議書」の写し及び作業連絡の写し（当社から交付されたもの）を、高速道路外の道路にあつては「道路使用許可書」をそれぞれ携帯</u>しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の指示に従うこと。</p> <p>4 受注者は、補修工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>5 受注者は、補修工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。</p>	<p>1.5.5 補修工事現場</p> <p>1 受注者は、補修工事現場に補修工事関係者以外の者の立入を禁止する場合は、板囲い、防護柵等により囲うとともに、立入禁止の表示を行い、当該区域内を常に整理整頓しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、必要に応じて補修工事現場に補修工事名、工事区間、工事期間、施工業者名、当社名、工事許可条件等を記載した工事標示板を設置しなければならない。この場合において、夜間作業を行うときは、その旨を工事標示板に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、道路上において補修工事を施工する際は、必ず、「道路使用許可証」を携行しなければならない。ただし緊急を要する場合は、監督職員の指示に従うこと。</p> <p>4 受注者は、補修工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>5 受注者は、補修工事現場において交通誘導警備業務を行う必要がある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。ただし、街路上で交通誘導警備業務を行う必要がある場合においては、各都県の公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線の必要と認める区間に限る。</p>	変更
新:43 旧:39	<p>1.5.7 地下埋設物</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。</p> <p>2 受注者は、埋設物に接近して補修工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と補修工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。</p>	<p>1.5.7 地下埋設物</p> <p>1 受注者は、補修工事の施工に先立ち、当社から貸与された埋設物の資料等を参考にして、「施工指示書」に定められた工事現場及びその周辺地域における埋設物の位置、規格、構造、老朽の程度等を埋設物の管理者の立会の下に、試掘等によって確認しなければならない。</p> <p>2 受注者は、埋設物に接近して補修工事を施工するときは、あらかじめその埋設物の管理者と補修工事の施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物の管理者の立会の有無、緊急時の連絡方法等を協議の上、報告しなければならない。</p>	追加

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>3 受注者は、補修工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、補修工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、補修工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、補修工事中埋設物を露出させるときは、当該埋設物を防護し、補修工事中の損傷を防止するために万全の措置を講じるとともに、常に巡視点検を行い、異状を認めたとき又は埋戻し後に異状を生じるおそれがあるときは、直ちに監督職員及びその埋設物の管理者に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、補修工事の施工に支障となる埋設物の移設又は撤去を行うときは、埋設物の管理者と協議し、万全の措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、関係機関に連絡をとり、補修しなければならない。</p>	
<p>新:44 旧:40</p>	<p>1.5.8 防災対策</p> <p>受注者は、補修工事の施工にあたり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p>	<p>1.5.8 防災対策</p> <p>受注者は、補修工事の施工に当たり、豪雨、豪雪、出水、強風等に対しては、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための資機材等の準備をする等、防災体制を確立しておかなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>新:44 旧:40</p>	<p>1.5.9 地震防災及び震災対策</p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、補修工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに補修工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1)補修工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1)被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速や</p>	<p>1.5.9 地震防災及び震災対策</p> <p>1 防災対策</p> <p>受注者は、補修工事の施工に当たり、自らの責任と費用により、次の各号に基づき、地震災害に対する措置を講じなければならない。</p> <p>(1)地震発生に備えて、「施工計画書」に記載した防災対策計画に基づき、防災体制を確立しておかなければならない。なお、情報収集・伝達及び点検要員の配備に関しては、複数の手段を講じて置かなければならない。</p> <p>(2)地震が発生したときは、当社制定の「地震時保全業務実施要領」に基づき、直ちに初期点検又は詳細点検を行うとともに、その結果を報告しなければならない。</p> <p>2 受注者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに補修工事を中止し、次に掲げる事項について措置を講じなければならない。</p> <p>(1)補修工事中の構造物、仮設構造物、建設機械器具等が他に被害を及ぼさない保全措置を講ずること。</p> <p>(2)現場での労力及び機材の確保に努めること。</p> <p>3 震災対策</p> <p>受注者は、地震の発生により被害が確認された場合には、次の各号に基づき対策を講じなければならない。</p> <p>(1)被害が確認された場合には、直ちに被害の拡大を防ぐために必要な応急措置を行い、速や</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>かにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 災害復旧にあたっては、監督職員の指示に従い、速やかに災害復旧計画書を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>	<p>かにその処置について報告しなければならない。</p> <p>(2) 重大な被害が確認された場合には、直ちに人命の安全・緊急輸送路の確保に努めるとともに、被害の拡大及び余震等による二次災害の防止に対し必要な処置を行い、速やかに報告しなければならない。</p> <p>(3) 被害の詳細点検が必要と判断される場合には、あらかじめ監督職員の意見を聴き、その指示に従わなければならない。</p> <p>(4) 他の工事現場等からの応援要請があった場合には、可能な限りその要請に応じるよう努めなければならない。</p> <p>(5) 災害復旧に当たっては、監督職員の指示に従い、速やかに作業計画書により災害復旧計画を提出するとともに、復旧資材及び労力の確保に努めなければならない。</p>	
<p>新:45 旧:41</p>	<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第 26 条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第 65 号、平成 18 年 4 月 1 日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に</p>	<p>1.5.11 交通安全管理</p> <p>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事の施工に伴う損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第 26 条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第 4 号、平成 26 年 5 月 26 日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第 65 号、平成 18 年 4 月 1 日）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 受注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により補修作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに、他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 補修工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	<p>指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領」に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>10 受注者は、首都高速道路上で補修工事を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに、他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で補修工事を行う場合については、監督職員の指示に従わなければならない。</p> <p>11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>12 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びをチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	
<p>新:46 旧:42</p>	<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2)当該補修工事内容等の周知徹底</p>	<p>1.5.12 安全・訓練等の実施</p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2)当該補修工事内容等の周知徹底 (3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4) 当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5) 当該補修工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該補修工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	<p>(4) 当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認</p> <p>(5) 当該補修工事における災害対策訓練</p> <p>(6) 当該補修工事現場で予想される事故対策</p> <p>(7) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は補修工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	
<p>新:47 旧:43</p>	<p>第 6 節 監督職員が行う検査</p> <p>1.6.1 一般</p> <p>監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.9により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	<p>第 6 節 監督職員が行う検査</p> <p>1.6.1 一般</p> <p>監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類又は立会により、出来形、品質、数量等を確認する検査を行うものとする。この場合において、受注者が1.4.10により提示した現場社内検査の結果を参考とする。また検査においては、必要に応じ補修工事現場に立入るものとする。この場合において受注者は、臨場するものとする。</p>	<p>変更</p>
<p>新:51 旧:47</p>	<p>1.7.4 検査に必要な費用</p> <p>受注者は、検査に当たり 1.6.5 に規定する費用を負担しなければならない。</p> <p>第 8 節 検査員等が行う検査</p>	<p>1.7.4 検査に必要な費用</p> <p>受注者は、検査に当たり 1.6.5 に規定する費用を負担しなければならない。</p> <p>第 8 節 検査員等が行う検査</p>	
<p>新:52 旧:48</p>	<p>1.8.1 一般</p> <p>1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) しゅん功検査</p> <p>補修契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、施工指示書により指示された補修工事の完成を確認するための検査をいう。</p> <p>(2) 中間検査</p>	<p>1.8.1 一般</p> <p>1 検査員等は、監督職員及び受注者の臨場の上、次に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) しゅん功検査</p> <p>補修契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、施工指示書により指示された補修工事の完成を確認するための検査をいう。</p> <p>(2) 中間検査</p>	<p>削除</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>補修工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいと総括監督員が認めるときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。</p> <p>2 総括監督員は、前項の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>補修工事の契約期間の途中において、分割して検査を行うことが望ましいとき等総括監督員は検査を行う必要があると認めるときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。</p> <p>2 総括監督員は、前項の(1)、(2)の検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	
<p>新:52 旧:48</p>	<p>1.8.2 しゅん功検査</p> <p>1 検査責任者は、補修契約書第 28 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>5 しゅん功検査の内容 検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)補修工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2)補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該補修工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>7 修 補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。</p>	<p>1.8.2 しゅん功検査</p> <p>1 検査責任者は、補修契約書第 28 条第 2 項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>5 しゅん功検査の内容 検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)補修工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄えの検査を行う。 (2)補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該補修工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>7 修 補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めるときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。</p>	<p>追加</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>(4)受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6)受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第 32 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p>(4)受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。</p> <p>(5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。</p> <p>(6)受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、契約書第 32 条第 2 項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	
<p>新:57 旧:53</p>	<p>3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>4 第 2 項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及び JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	<p>3.2.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 受注者は、設計図書で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した「材料使用承諾申請書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、「材料使用承諾申請書」の提出に当たっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は科学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>4 第 2 項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及び JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
<p>新:58 旧:54</p>	<p>3.2.5 工事材料の検査</p> <p>1 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けた上で使用するべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、整備・保管しなければならない。<u>なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するものとする。電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</u></p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書又は JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) <u>品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に提示し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、整備・保管しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。<u>なお、監督職員の承諾を得たものについては、この限りでない。</u></u></p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会</p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p>	<p>3.2.5 工事材料の検査</p> <p>1 受注者は、設計図書に監督職員の検査を受けて使用するべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添付した工事材料検査請求書を提出しなければならない。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について標準仕様書及び改修標準仕様書又は JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を確認するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質証明書、試験成績表、規格証明書等を「工事材料検査請求書」に添えて監督職員に提出しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに替えることができる。<u>ただし、監督職員の承諾を得たものについては、これを省略することができる。</u></p> <p>(3) 受注者は、設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員が指示した場合は、受注者は材料の抜取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>受注者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。</p> <p>5 監督職員の立会</p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、設計図書に定めるとき又は監督職員から指示があったときは、監督職員の立会を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管等</p> <p>受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から指示された場合に</p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>受注者は、材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管等 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査 受注者は、材料検査に不合格となったとき又は 3.2.4 の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 緊急応急対策作業</p>	<p>は、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査 受注者は、材料検査に不合格となったとき又は 3.2.4 の規定により材料を取り替えるときは、本項を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地 受注者は、設計図書の定め又は監督職員の指示があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査又は工事施工立会検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合及びしゅん功検査時に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 緊急応急対策作業</p>	
<p>新:62 旧:58</p>	<p>4.1.5 緊急応急対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の緊急応急作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書 ロ 維持補修工事書 ハ 緊急応急対策施工計画書 ニ 緊急応急対策作業打合せ簿 ホ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し） △ 貸与品に関する書類</p>	<p>4.1.5 緊急応急対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の緊急応急対策作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 緊急応急対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが緊急応急対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 緊急応急対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書 ロ 維持補修工事書 ハ 緊急応急対策施工計画書 ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し） ホ 貸与品に関する書類 △ その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>変更</p>

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	<p>↑ その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>		
<p>新:62 旧:58</p>	<p>4.1.6 緊急応急対策作業</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機又は出動しなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかななければならない。</p> <p>4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>5 受注者は、緊急応急対策作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。</p> <p>6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。</p> <p>7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の指示を受けなければならない。</p>	<p>4.1.6 緊急応急対策作業</p> <p>1 受注者は、緊急応急対策作業に当たり、高速道路及びその周辺において、昼間、夜間を問わず高速道路の維持管理上支障となる事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、監督職員の指示により待機又は出動しなければならない。</p> <p>2 受注者は、緊急応急対策作業の時間、履行場所及び作業内容については、監督職員の指示を受けなければならない。また、緊急応急作業が完了したときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>3 受注者は、常時、連絡要員をあらかじめ指定した基地又は事務所に待機させ、緊急応急対策作業が必要となる場合に備え、監督職員との連絡がとれる状態にしておかななければならない。</p> <p>4 受注者は、緊急応急対策作業のため出動するときは、無線機等を常に携帯し、緊急連絡が可能な状態にしておかななければならない。</p> <p>5 受注者は、緊急応急対策作業のため高速道路の交通規制を開始するときは、速やかに規制方法等を無線又は非常電話等により監督職員及び監督職員の指示する部署に報告しなければならない。なお、作業が完了したときも同様とする。</p> <p>6 受注者は、緊急応急対策作業については、通行車両の安全に十分注意しなければならない。</p> <p>7 応急処置方法については、緊急応急処置要領の規定又は監督職員の指示を受けなければならない。</p>	
<p>新:64 旧:60</p>	<p>第 5 章 積雪凍結対策作業</p> <p>5.1.1 適用</p> <p>本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	<p>第 5 章 積雪凍結対策作業</p> <p>5.1.1 適用</p> <p>本章は、積雪凍結対策作業として、除雪工、凍結防止工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	
<p>新:64 旧:60</p>	<p>5.1.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策要領(当該毎年 11 月)</p> <p>首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策実施要領(当該毎年 11 月)</p>	<p>5.1.2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策要領(当該毎年 11 月)</p> <p>首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策実施要領(当該毎年 11 月)</p>	

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
	首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策細則(当該毎年 11 月)	首都高速道路株式会社 積雪・凍結対策細則(当該毎年 11 月)	
新:64 旧:60	<p>5.1.3 一般事項</p> <p>1 受注者は、積雪凍結対策作業に<u>あ</u>たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p>2 受注者は、積雪凍結対策作業に当たり 1.1.18 に規定する積雪凍結対策の作業責任者を定め、5.4 に定める「積雪凍結対策施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、作業区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、積雪凍結対策作業の待機態勢にあるときは、気象情報を注視するとともに「積雪凍結対策実施要領」により機器類の点検を行い、監督職員の指定する場所に機械等を配備し、監督職員から出動指示があったときは、速やかに作業を行えるようにならなければならない。</p> <p>5 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。</p> <p>6 受注者は、積雪凍結対策期間内に使用する機械のうち当社から貸与する機器については、機械器具貸与仕様書に基づき手続きを行い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>5.1.3 一般事項</p> <p>1 受注者は、積雪凍結対策作業に<u>当</u>たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p>2 受注者は、積雪凍結対策作業に当たり 1.1.18 に規定する積雪凍結対策の作業責任者を定め、5.4 に定める「積雪凍結対策施工計画書」に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、作業区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について報告しなければならない。</p> <p>4 受注者は、積雪凍結対策作業の待機態勢にあるときは、気象情報を注視するとともに「積雪凍結対策実施要領」により機器類の点検を行い、監督職員の指定する場所に機械等を配備し、監督職員から出動指示があったときは、速やかに作業を行えるようにならなければならない。</p> <p>5 待機とは、監督職員から出動の指示があったときから解除の指示があるまでをいう。</p> <p>6 受注者は、積雪凍結対策期間内に使用する機械のうち当社から貸与する機器については、機械器具貸与仕様書に基づき手続きを行い、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	変更
新:65 旧:61	<p>5.1.5 積雪凍結対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 積雪凍結対策施工計画書</p> <p>ニ 積雪凍結対策作業打合せ簿</p> <p>ヒ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ヘ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	<p>5.1.5 積雪凍結対策作業の終了</p> <p>1 受注者は、毎月の積雪凍結対策作業が終了したときは、補修契約書第 28 条第 1 項に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。</p> <p>2 積雪凍結対策作業の終了日とは、契約期間を通し毎月末をいい、次に掲げる事項の終了をいう。</p> <p>(1) 指示されたが積雪凍結対策作業が全て終了していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 28 条第 6 項に規定する修補が終了していること。</p> <p>(3) 積雪凍結対策作業により収集された塵芥等の処理が終了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。</p> <p>イ 施工指示書</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 積雪凍結対策施工計画書</p> <p>ニ 緊急応急対策確認書（写し）、緊急応急対策出動報告確認簿（写し）</p> <p>ホ 貸与品に関する書類</p> <p>ト その他検査に必要な書類、記録、写真等</p>	変更

頁	新：建築維持補修工事共通仕様書（平成 30 年 07 月）	旧：建築維持補修工事共通仕様書（平成 29 年 02 月）	変更内容
新:65 旧:61	5.1.6 除雪工 受注者は、除雪工に あ たっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の 指示 を受けなければならない。	5.1.6 除雪工 受注者は、除雪工に あ たっては、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の 指示 を受けなければならない。	<u>変更</u>
新:66 旧:62	5.1.7 凍結防止工 受注者は、凍結防止 工 に あ たっては、実施する時期、箇所、方法、 凍結防止剤 の散布量について、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の 指示 を受けなければならない。	5.1.7 凍結防止工 受注者は、凍結防止 剤 の 散布 に つ いては、実施する時期、箇所、方法、散布量について、「積雪・凍結対策実施要領」によるほか監督職員の 指示 を受けなければならない。	<u>変更</u>